

平成29年1月吉日

会員各位

榊原ゴルフ倶楽部
理 事 会

「高齢者年会費減額制度」新設のご案内

弊倶楽部は新たに「高齢者年会費減額制度」を新設し下記の「資格対象者」の要件すべてに該当している場合、年会費の減額をすることと致しましたのでご案内申し上げます。

1. 資格対象者

- ・年会費対象年度内に満80歳以上になる個人正会員（法人会員除く）
- ・在籍5年以上の個人正会員（法人会員除く）
- ・年会費の支払実績5年以上かつ未納のない個人正会員（法人会員除く）
※年会費の会計年度は1月1日から12月31日までとなります。

2. 待 遇

- ・正会員と同等の待遇とさせていただきます。会員料金でのプレー、オフィシャルハンディ取得が可能で、競技会にも従来通り参加していただけます。
- ・会員権の譲渡も可能ですが所定の名義書換料が必要となります。
その際、譲受人（新規入会者）の年会費は通常となります。
- ・「高齢者年会費減額制度」の該当者は自動的に変更となり費用・手続き等は必要ありません。

3. 年 会 費

- ・通常の年会費の8割を減額といたします。
※通常 24,000円（税別） → 減額後 4,800円（税別）

長年ご在籍のご高齢の正会員さまに対して敬意と感謝の意を表し「高齢者年会費減額制度」を新設させていただきました。

この新しい制度を全ての会員権所有者さまにご理解いただく為、ご通知させていただきました。

尚、「終身名誉会員制度（仮称）」の新設についても、運営会社ならびに理事会におきまして検討を行っておりますので、併せてお知らせ致します。

以上